

令和 7 年 度
倉敷市会計年度任用職員（指定難病窓口相談員）採用試験受験案内

令和 7 年 4 月 1 日
倉敷市児島保健推進室

口 受 付 期 間 令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 5 月 2 日（金）
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
（郵送による場合は 5 月 2 日（金）必着）

1 募集職種・採用予定人員等

職 種	採用予定人員	職 務 概 要
指定難病窓口 相談員	1 名	児島支所 児島保健推進室で令和 7 年度特定医療（指定難病）の受給者証更新受付事務。同更新手続時における難病患者への面接及び相談。

2 受験資格

次の(1)～(3)のすべての要件を満たす人が、この試験を受けることができます。年齢は問いません。

- (1) 保健師免許、看護師免許のいずれかを有する人
- (2) パソコン（ワード・エクセル等）の操作ができる人
- (3) 電話・窓口業務に対応できる人

※ **外国籍の人については、上記の受験資格に加えて次のいずれかに該当することが必要です。**

- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定められている永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定められている特別永住者

※ **地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人は、この試験に申し込むことはできません。**

地方公務員法第 16 条の欠格条項は次のとおりです。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 倉敷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 受験案内及び受験申込書等の入手方法

- (1) インターネットで出力する場合

次のホームページアドレスにアクセスして、受験案内及び受験申込書(表裏)を A4 用紙にプリントアウトし、使用してください。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/cityinfo/recruit/1015017/index.html>

- (2) 直接取りに行く場合

倉敷市児島保健福祉センター 児島保健推進室

- (3) 郵便により入手する場合

おもてに「**申込書請求：会計年度（指定難病窓口相談員）**」と朱書きした封筒に、110 円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒（長 3 形くたて 23.5cm×よこ 12.0cm）を同封して、「4 受験申込の方法」にある申込先へ請求してください。（受付後、返信用封筒を使用して、受験申込書等を送付します。）

※ **電話、Eメールでの受験申込書等の送付請求はできません**ので、ご注意ください。

4 受験申込の方法

下記申込先へ、書類を直接提出又は郵送してください。

申込先 問い合わせ先	児島支所 児島保健福祉センター児島保健推進室 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681-3 TEL086-473-4371	
提出書類	① 受験申込書（所定の写真を貼付してください。） ② 保健師又は看護師いずれかの免許証の写し	
受付期間	窓口での 申込の場合	令和7年4月1日（火）～ 令和7年5月2日（金） 受付時間 8時30分～17時15分（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。）
	郵送での 申込の場合	令和7年5月2日（金）必着 封筒（長3形＜たて23.5cm×よこ12.0cm＞）のおもてに「 受験申込：会計年度（指定難病窓口相談員） 」と 朱書き してください（郵送で事故が発生した場合の責任は負いません。特定記録郵便等が望ましい。）。

※ 申込上の注意事項

- ・受験申込書は、必ず**自書**してください。パソコン等にて記入したものは受理できませんのでご注意ください。
- ・受験申込書等の作成にあたっては、記入もれがないようご注意ください。
- ・提出された書類は返却できません。

5 試験

書類選考

口述試験（個別面接） ※申込受付後、日時・場所を電話連絡します。

6 合否

選考後10日以内に、申込者に対し、合格・不合格にかかわらず電話で連絡します。

7 任用期間等について

任用期間

令和7年6月1日（日）～令和7年7月31日（木）

再度の任用はありません。

8 身分及び報酬等

(1) 身分

身分は、会計年度任用職員です。

(2) 勤務時間

原則として9時00分～17時00分です。（休憩は原則として12時00分～13時00分）

(3) 週休日等

- ・週休日は土曜日、日曜日です。
- ・祝日法の定める休日があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇があります。

(5) 報酬等

月額230,322円

- ・通勤費相当額が条件に応じて支給されます。
- ・その他の手当、退職金の支給はありません。
- ・所得税等が報酬から控除されます。
- ・報酬の支払日は、月末締め翌月11日です。

※報酬等の勤務条件に関する条例・規則等の改正により、変更する場合があります。

(6) 社会保険等

雇用保険が適用されます。

(7) その他

- ・地方公務員法に基づき、守秘義務等、地方公務員としての義務が課されることとなります。
- ・マイカー通勤の場合、駐車場は各自で確保していただくようになります。